

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◆訓令 鳥取県職員勤務評定規程の一部改正
- ◆告示 準看護婦養成所の指定取消  
家畜改良増殖法による種畜証明書の交付  
結核病、ブルセラ病、肝てつの検査駆除
- ◆教委告示 定例教育委員会の招集

## 訓令

### 鳥取県訓令第十一号

庁 中 一 般  
甲 類 附 属 機 関  
地 方 機 関

鳥取県職員勤務評定規程（昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年九月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第三条第一号中「知事公室長」を「部の次長」に改める。

第六条中「部長、知事公室長及び県税事務所長は、課員及び局員の」を「部長、県税事務所長及び中央病院長は、職員のに」に改める。

別表中

本 庁			
次 長	課 長	局 長	主 査
部 長	知事公室長	知事公室長	課長補佐
			係長(主任)
			局 長
			係長(主任)
			部 長
			知事公室長
			局 長
			係長

を

「  
 14 主管部長、  
 知事公室長  
 及び県税事  
 務所長は、  
 を  
 14 主管部長、  
 県税事務所  
 長及び中央  
 病院長は、  
 に改める。  
 」

附 則

この訓令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百二十八号  
 保健婦、助産婦、看護婦学校養成所指定規則第十五条の  
 規定により次のとおり指定取消する。  
 昭和三十三年九月三日

黒毛和種

証明書番号 名 号 生 年 月 日 産 地

昭三二鳥地 富栄 三一、五、二八 西伯郡 第五栄光  
 第一号 岸本町 黒二六二八 とやま 黒一五一三三三 二 境港市竹内 山本 憲

父 血 母 統 級別 飼養者住所氏名

鳥取県知事 遠 藤 茂  
 名 称 市立鳥取市民病院看護婦養成所  
 位 置 鳥取市古市一番地  
 設置者 鳥取市  
 指定取消年月日 昭和三十三年九月三日

鳥取県告示第四百二十九号  
 次の種畜について、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律  
 第二百九号）第四条第一項の規定により種畜証明書を交  
 付した。  
 昭和三十三年九月三日  
 鳥取県知事 遠 藤 茂

本 庁				
局長	課長	室長	主任	主査
局長	課長	室長	主任	主査
局長	課長	室長	主任	主査
局長	課長	室長	主任	主査

美保渉外労働管理事務所	所 長	所 長	所 長	所 長
福社事務所	所 長	所 長	所 長	所 長
山林事務所	所 長	所 長	所 長	所 長
耕地事務所	所 長	所 長	所 長	所 長
農業試験場	場 長	場 長	場 長	場 長
蚕業試験場	場 長	場 長	場 長	場 長
工業試験場	場 長	場 長	場 長	場 長
林業試験場	場 長	場 長	場 長	場 長
水産試験場	場 長	場 長	場 長	場 長
種畜場	場 長	場 長	場 長	場 長

を に

美保渉外労働管理事務所	所 長	所 長	所 長	所 長
福社事務所	所 長	所 長	所 長	所 長
山林事務所	所 長	所 長	所 長	所 長
耕地事務所	所 長	所 長	所 長	所 長
農業試験場	場 長	場 長	場 長	場 長
蚕業試験場	場 長	場 長	場 長	場 長
工業試験場	場 長	場 長	場 長	場 長
林業試験場	場 長	場 長	場 長	場 長
水産試験場	場 長	場 長	場 長	場 長
種畜場	場 長	場 長	場 長	場 長

改める。  
 別記「勤務評定実施要領」の別表第一裏面の勤務実績  
 評定票記入要領中

に

二	第十二栄光	五、六	八はんえい	西伯郡岸本町	
三	第十六栄光	四、二八	一〇六九一	加川	
四	第十四栄光	四、二五	まさぞう	境港市竹内	
五	憲山	六、二〇	一〇五一〇〇	山本	
六	寿二	一、三	しげひこ	西伯郡岸本町	
七	正繁	四、七	二〇二七七二	加川	
八	有明五	三、一三	第二はやし	境港市竹内	
九	稔山	三〇、一二、一五	二〇二八三八	山本	
十	花松	三一、六、一	ことぶき	日野郡伯耆町	
十一	栄星	四、一八	本黒一二九五三	増田	
十二	中野	三〇、一二、二一	黒五九〇〇六	八頭郡河原町	
十三	早草	三一、五、三	日下部寿龍	山口三子夫	
			一〇六五	丹比村	
			第三旭桜	瀬戸根 勇	
			四二八一	のりみ	
			四九〇六	二〇六〇五一	河原町
			日鹿	かつ	西村 正男
			本黒二二五八	四一〇五一	東伯郡東伯町
			山初	たみ一	松田 政知
			黒四一七三	四九〇八	亀本 又藏
			第五栄光	かいうん	田口 朝信
			二六二八	一六五五六	ほまれ
				一八九六	気高郡気高町
					山田松次郎

十四	大勝	五、一	大山	つむら	東伯郡北条町
十五	入栄	四、二〇	二六二二	四九三三一	西村 昌晴
十六	大昌	二、一五	入吉	わたなべ	三朝町
十七	大錦	一、三	四三四七	一四二二二四	川北 庄一
			日之出	たかとし	北条町
			二六二三	八八八七	西村 昌晴
				よしを	倉吉市古川沢
				本黒七一六三	西谷 幸人

鳥取県告示第四百三十号

次のように結核病、ブルセラ病、肝てつ、の検査及び駆除並びに炭その予防注射を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対し検査、注射及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十二年九月三日

鳥取県知事 藤 茂

一 実施目的 結核病、ブルセラ病 炭そ、肝てつ

予防のため

二 実施区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査  
搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし生後六箇月分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く

炭そ予防注射……牛。ただし生後三箇月分娩前後一箇月以内のものを除く

肝てつ、検査及び駆除……牛。ただし生後三箇月分娩前後一箇月以内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり

〃八日	〃十一日	倉吉市旧西郷	西郷農協前
〃〃	〃〃	〃 旧上井	上井農協
〃〃	〃〃	羽合町浅津	浅津
〃〃	〃〃	倉吉市上北条	新田検査場
〃〃	〃〃	北条町旧下北条	下北条
〃〃	〃〃	東郷町旧花見	長和田
〃〃	〃〃	泊村	原
〃九日	〃十二日	倉吉市旧高城	上福田
〃〃	〃〃	〃 旧北谷	中野
〃〃	〃〃	〃〃	福本
別表	炭そ予防注射		
実施期日	実施区域	実施場所	
九月十二日	気高郡気高町旧浜村	気高郡気高町浜村検査場	
〃十三日	〃 鹿野町旧小鷺河村	河内 鷺峯	
〃十四日	〃 旧勝谷村	官方	
〃二十五日	〃 気高町旧逢坂村	山宮 郡家	

**教育委員会告示**

鳥取県教育委員会告示第二十四号  
 定例教育委員会を次のとおり招集する。  
 昭和三十三年九月三日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

一日 時 昭和三十三年九月四日午前十一時  
 一 場所 鳥取県教育委員会会議室  
 一 議題 1 鳥取県社会教育委員に関する条例の一部改正について  
 2 県立学校管理規則について  
 3 小中学校管理規則の準則について  
 4 その他

〃二十六日	〃	旧宝木村	上光 宝木
〃二十七日	〃	旧瑞穂村	奥沢見 坂本 日光
〃三十日	〃	鹿野町旧鹿野町	鹿野町鹿野

五 検査及び駆除並びに注射の方法			
結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査			
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応検査及び試験管法検査			
炭そ予防注射……炭そ第二予防液皮内注射			
肝てつ、の検査……皮内反応検査及び虫卵検査			
肝てつ、の駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与			
別表	結核病、ブルセラ病、肝てつ、検査並びに駆除		
実施期日	実施区域	実施場所	
第一回	第二回		
九月七日	九月十日	東伯町岩船開拓 岩船開拓検査場	
〃九日	〃十二日	〃 旧下郷	美好
〃十日	〃十三日	〃 旧上郷	山田
〃十一日	〃十四日	〃 旧浦安	保
〃十三日	〃十六日	〃 旧八橋	八橋
〃十四日	〃十七日	〃 旧古布庄	古布庄
〃十六日	〃十九日	大栄町旧栄	栄
〃十七日	〃二十日	〃	中山町旧上中山 樋口
〃十八日	〃二十一日	〃	〃 旧下中山 下中山
〃二十一日	〃二十四日	〃	〃 赤碓町旧以西 高岡
〃二十四日	〃二十七日	〃	〃 旧成美 成美
〃二十五日	〃二十八日	〃	〃 旧赤碓 湯坂
〃二十七日	〃三十日	〃	〃 倉吉市旧灘手 灘手
〃二十八日	〃三十一日	〃	〃 大栄町旧大成 六尾
〃二十九日	〃	〃	〃 由良町 駅前
〃三十日	〃	〃	〃 関金町旧山守 大谷
〃三十一日	〃	〃	〃 旧南谷 今西
〃九月一日	〃	〃	〃 矢送 関金市場
〃九月二日	〃	〃	〃 倉吉市旧上小鴨 上古川
〃九月三日	〃	〃	〃 旧小鴨 小鴨農協
〃九月四日	〃	〃	〃 旧社 社検査場
〃九月五日	〃	〃	〃 三朝町旧三徳 片紫
〃九月六日	〃	〃	〃 旧三徳 横手
〃九月七日	〃	〃	〃 旧旭 本泉、大柿